

# 香川県報



第 48 号

平成 16 年

6月18日(金曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 香川県統計調査条例の規定による県政世論調査の実施 （広聴広報課） 一
- 新たに生じた土地を確認した旨の届出 （自治振興課） 二
- 字の区域に編入する旨の届出 （健康福祉総務課） 二
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定（二件） （健康福祉総務課） 三
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 （健康福祉総務課） 三
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 （健康福祉総務課） 三
- 生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定 （健康福祉総務課） 三
- 生活保護法の規定による指定施術機関を廃止した旨の届出 （健康福祉総務課） 三
- 道路の区域変更（三件） （道路保全課） 四

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 （県民参画課） 四
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 （県民参画課） 五
  - 一般競争入札の実施 （直島環境センター） 六
  - 土地改良区の役員の就任の届出 （土地改良課） 六
  - 平成十六年度香川県屋外広告物講習会の実施 （都市計画課） 七
- 選挙管理委員会告示**
- 参議院香川県選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等

### 正 誤

●平成十六年五月十四日（香川県報号外）香川県規則第五十五号中訂正

## 告 示

### ●香川県告示第四百四十四号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、県政世論調査を次のとおり実施する。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 調査の目的

県政施策に対する県民の意見、要望等を把握し、今後の施策立案の参考資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査事項

1 県政の重要度・満足度について

#### 三 調査の範囲

県内に住所を有する満二十歳以上の者の中から層化二段無作為抽出法で抽出した三、〇〇〇人

#### 四 調査の実施期日

平成十六年六月二十一日から同年七月五日まで

#### 五 調査方法

郵送法

### ●香川県告示第四百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、観音寺市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、観音寺市長から届出があった。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
観音寺市観音寺町字加茂甲二二九九の四、甲二三〇〇の七、甲二三〇〇の九、甲二三〇〇の一二、甲二	二、七九八・五六平方メートル

三〇〇の一五、甲二二〇〇の一八、甲二二〇〇の二〇、甲二二〇〇の二二、甲二二〇〇の二四、甲二二〇〇の二五、甲二二一六の四、甲二二一七の二、甲二二一七の三八、甲二二一七の四九、甲二五二二の八、甲二五二二の一七、甲二五二二の二四及び甲四〇四七の一八の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第四百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、観音寺市長から届出があった。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真鍋武紀

上 欄	下 欄
観音寺市観音寺町字加茂	観音寺市観音寺町字加茂甲二二九九の四、甲二二〇〇の七、甲二二〇〇の九、甲二二〇〇の一三、甲二二〇〇の一五、甲二二〇〇の一八、甲二二〇〇の二〇、甲二二〇〇の二二、甲二二〇〇の二四、甲二二〇〇の二五、甲二二一六の四、甲二二一七の二、甲二二一七の三八、甲二二一七の四九、甲二五二二の八、甲二五二二の一七、甲二五二二の二四及び甲四〇四七の一八の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	開設者	所在地
		香川県知事	真鍋武紀

平成二六、六、一六	さくらづか吉田クリニッック	吉田 裕之	綾歌郡綾南町大字陶四一八五番地一
平成二六、六、一	くるみクリニッック	八代 雅也	仲多度郡多度津町北鴨二丁目五番三号
平成二六、六、一八	あらかし歯科クリニッック	荒木 哲也	観音寺市柞田町字玉田乙二〇一番一

●香川県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	指定訪問看護事業者	訪問看護ステーション
平成一六、四、一	医療法人社団豊南会	主たる事務所の所在地 三豊郡大野原町大字花稲八一八番地一	名称 香川井下病院訪問看護ステーション 所在地 三豊郡大野原町大字花稲八一八番地一

●香川県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名称	指定訪問看護事業者	訪問看護ステーション
		主たる事務所の所在地	名称 所在地

平成一六、三、三一	医療法人社 団豊南会	三豊郡大野原町大字花 稲八一八番地一	訪問看護 ステーション ヨシミと よ	三豊郡豊中町 大字本山甲一 〇八〇番地四
-----------	---------------	-----------------------	-----------------------------	----------------------------

●香川県告示第四百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、五、一八	居宅介護支援事業 所悠悠香南 香川郡香南町西庄 六九二番地一	悠悠有限公司 香川郡香南町大字 西庄一八二番地一	居宅介護支援

●香川県告示第四百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。  
平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一六、 五、二一	武上 晃基	木田郡牟礼町大字牟 礼一四五六一六	武上接骨院	木田郡牟礼町大字牟 礼一四五六一六
平成一六、 五、二四	藤原 準二	丸亀市郡家町二八八 一一二	ふじわら接骨 院	丸亀市郡家町二八八 一一二

●香川県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の規定により、次の指定施術機関から当該施術機関を廃止した旨の届出があった。  
平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名称	開設者	所在地
平成四、九、三〇	良友接骨院	畝木 弘	小豆郡土庄町湊崎甲五八六一一

●香川県告示第四百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月十一日から同年七月九日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 志度山川線（三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
	前後別	前後別			
さぬき市前山二二三六番四地先か ら さぬき市前山二二五九番三地先ま で	前	八・五 四六・〇	五五四	五五四	交通安全施 設工事に伴 う区域変更
	後	一一・四 五五・〇			

●香川県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月十八日から同年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前			
三豊郡詫間町大字松崎字北浦一六九〇番三六地先から 三豊郡詫間町大字松崎字浜二七八〇番九九地先まで	二六・五	二四・七	二四八	二四八	道路整備工事に伴う現道拡幅
	五二・〇				

●香川県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月十八日から同年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 多和三木線（百四十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前			
木田郡三木町鹿庭乙二八二番一九地先から 木田郡三木町鹿庭乙二八二番一六地先まで	五・五	一〇・〇	二八・〇	六九	道路防災対策工事に伴う道路区域の変更

公 告

●香川県公告第三百四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年八月九日まで縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人あおぞら  
瀬川 明美
- 三 申請のあった年月日  
平成十六年六月一日
- 三 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者が地域で自立生活できる社会の実現とそれらの人たちの自立生活支援に関する事業、暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年八月七日まで縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十六年六月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人マンション管理支援センター香川

尾崎 妙子

高松市新北町二七番二〇―五〇三号

三 定款に記載された目的

この法人は、マンションに係る組合、団体、市民など広く一般に対してマンションの管理の適正化を推進するための事業を行い、誰もが安心して暮らせる良好なマンション生活の形成を通して、快適なまちづくりの推進を図り、もって広く市民の生活環境の安定向上に寄与することを目的とする。

●香川県公告第三百四十七号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

1 売払い件名及び予定数量 銅メタル五百トン（一回目の予定数量は二百五十トンとし、その後二回の売払いを予定）

2 売払い品の概要 「銅メタル売却仕様書」（以下「売却仕様書」という。）による。

3 売払い期間 契約締結日から平成十七年三月三十一日まで

4 引渡場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 四に掲げる現場説明会に出席した者であること。

4 過去三年間（平成十三年六月十八日から平成十六年六月十七日までの間をいう。）において、同種又は類似物品の買取り実績があり、かつ、その三年間のうちのおおむね一年間については、月間の平均で三十トン程度以上の買取り実績がある者であること。

5 銅メタルをリサイクルなど有効利用目的に使用する者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年七月五日午後五時までに四の2の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該売払い品を適切かつ確実に買取ることができる者と認められた者に限り入札の対象とする。

四 契約内容を示す期間及び場所等（入札説明書及び売却仕様書の交付）

1 期間 平成十六年六月十八日（金）から同月三十日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後四時三十分まで

2 場所 郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター

五 現場説明会

1 日時 平成十六年六月三十日(水) 午後二時

2 場所 四の2の場所

六 入札及び開札の日時及び場所等

1 日時 平成十六年七月二十日(火) 午後二時

2 場所 四の2の場所

3 提出方法 持参によるものとする。

七 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札説明書において示した入札の無効等の項目のいずれかに該当する入札は、無効とする。

八 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。

この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

九 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

十 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により、契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十一 契約書作成の要否 要

十二 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

十三 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十四 その他

詳細は、入札説明書による。

なお、入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格でもあるので、四に示した日時及び場所において交付を受けること。

十五 問い合わせ先 郵便番号七六一―三二一〇 香川郡直島町二六二八―一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七―八九二―二九八一

●香川県公告第三百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、丸亀市中津土地改良区から役員の内退及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	中川 重徳	丸亀市中津町四一―一 番地	平成二六、五、二三
	長岡 弘	四八番地	
	遠藤 義之	四八二番地の五	
	中川 晴夫	三一五番地	
	池内 光徳	四五三番地	
	中西 保雄	四一二番地	
	福井 定男	四八八番地一	
	中川 弘	三二〇番地一	
監事	田中 春茂	四九四番地	
	長岡 正一	七〇番地の一	
二 就任した役員			

役員の氏名住所

種類 氏名住所 就任年月日

理事 中川 重徳 丸亀市中津町四二一番地 平成一六、五、二四

長岡 弘 " 四八番地 "

遠藤 義之 " 四八二番地の五 "

中川 弘 " 三二〇番地一 "

中西 保雄 " 四一二番地 "

池内 光徳 " 四五三番地 "

福井 定男 " 四八八番地一 "

中川 晴夫 " 三一五番地 "

監事 田中 春茂 " 四九四番地 "

長岡 正一 " 七〇番地の一 "

●香川県公告第三百四十九号

香川県屋外広告物条例(昭和四十年香川県条例第十八号)第十八条の規定により、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に關し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催するので、香川県屋外広告物条例施行規則(昭和四十年香川県規則第七十八号)第十条の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年六月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開催の日時

第一日目	平成十六年八月五日(木曜日) 午前九時三十分から午後五時まで
第二日目	平成十六年八月六日(金曜日) 午前九時から午後四時三十分まで

二 開催の場所

高松市番町一丁目一〇番三五号 香川県社会福祉総合センター七階第二中会議室

三 受講申込書の提出期間

平成十六年六月二十八日(月曜日)から同年七月十六日(金曜日)まで(郵便等による送付による場合は、この期間内の消印(これに準ずるものを含む。))のあるものに限る。

受講手数料 三千円(受講申込書に三千円に相当する額の香川県証紙をはるること。)

受講申込書の提出先 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部都市計画課

受講申込書の請求等 受講申込書の請求又は屋外広告物講習会に關する問い合わせは、香川県土木部都市計画課(電話番号〇八七―八三二―三五五六)まですること。なお、郵送等で請求する場合には、封筒の表に「屋外広告物講習会受講申込用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(郵便により送付するので、郵便番号及びあて先を記入し、八十円切手をはったもの)を同封すること。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第六十六号  
平成十六年七月十一日執行の参議院香川県選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、次のとおり定める。  
平成十六年六月十八日  
香川県選挙管理委員長 竹 崎 克 彦

正 誤

一 被登録資格の決定の基準となる日  
平成十六年六月二十三日  
(ただし、年齢については、平成十六年七月十一日で算定する。)

二 登録の日  
平成十六年六月二十三日

三 縦覧期間  
平成十六年六月二十四日

正 誤

平成十六年五月十四日(香川県報号外) 香川県規則第五十五号中訂正

八ページ	
正 氏 名	誤 氏 名  ㊦

平成十六年六月十八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極) 千五百円



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています